

実践につなげる「フレイル対策」普及啓発業務委託 提案仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下「県」という。）が発注を予定している実践につなげる「フレイル対策」普及啓発業務委託企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものである。

2 事業の目的

フレイルとは、加齢とともに心身のはたらきや社会的なつながりが弱くなった状態を指し、何も対策せず放置すると、徐々に要介護状態へ進んでいく段階のことである。

しかし、可逆性があり、対策によって予防したり健康な状態へ改善したりできることから、一人一人が早期に気づいて適切な取組を行うことが重要である。

そのため、「フレイルの日」^{*1}に向けて、フレイル予防に関する適切な情報について高齢者を中心にその家族や地域へ長期継続的に情報発信することで、自ら予防する意識の向上を図り、実践へつなげることで、今後の予防行動の習慣化を目的に実施する。

^{*1} フレイルの日：2月1日。一般社団法人日本老年医学会、一般社団法人スマートウェルネスコミュニティ協議会、日本老年学会、一般社団法人日本サルコペニア・フレイル学会が共同で2020年に制定したもの。

3 業務内容

(1) 共通事項

ア フレイルの認知度向上や、予防・改善の理解促進に寄与するものとする。

イ 普及啓発の内容は、県が作成し下記 URL で公開している「フレイル予防ハンドブック」等の印刷・配付により実施するほか、それらの内容やイラストを活用して実施するものとする。

※「フレイルポスター」、「フレイル予防ハンドブック」等の公開 URL

福島県健康づくり推進課 地域包括ケアシステム フレイル予防

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045a/koureisiasyokuji.html>

エ 普及啓発のテーマカラーを「フレイル予防ハンドブック」等に使用しているピンク色（CMYKの4色のバランスは、C：0%、M:50%、Y：20%、K:0%）とし、可能な限りフルカラーでの取組とすること。

オ フレイル予防に関する適切な情報及び具体的な実践方法について、社会参加、身体活動・運動、食生活及び口腔ケアの視点とすること。

カ フレイルと認知症は密接な関係にあるため、可能な範囲で認知症予防に関する情報発信をすること。

キ フレイル対策に関する知識を効果的に展開するため、市町村や民間企業、専門

職団体等と連携した普及啓発を行うこと。

(2) マスコミ等の媒体を活用した情報発信

ア 県民への高い訴求効果が見込める新聞紙面において、フレイル対策における実践方法や地域の活動事例等の掲載をすること。なお、掲載紙は福島民報及び福島民友の2紙とし、掲載日及び内容を統一すること。

イ 新聞以外の媒体については、ラジオ、テレビ、情報誌等の制限をするものではなく、組み合わせも含め、最適と考えられるものを提案すること。

(3) 測定会における普及啓発

ア 県民のフレイルの認知度向上及び実践力向上を目的とした測定会を開催すること。

イ 実施回数及び時期、会場、内容等については、最適と考えられるものを提案すること。

ウ 実施後は、可能な範囲で実施内容等の情報発信をすること。

(4) 事業効果の検証に係るデータ等の提供

受託者は、県が本業務の実施結果とその効果を検証するために活用可能なデータ等について提案書に記載するとともに、本業務実施後に当該データを提供すること。また、必要に応じて、実施結果の解釈について県に助言するものとする。

(5) 留意事項

ア 提案を求める項目については、コスト及び訴求力に留意し、各プロポーザル参加者の自由なアイデアを取り入れた内容を盛り込むこと。

イ 受託者は、準備から実施までのスケジュール調整等、すべての運営業務を担うものとする。ただし、県が特に指定した場合を除く。

ウ 受託者は、必要かつ適切な人員配置を行い、運営体制を明確にすること。

エ 業務の遂行に要する費用は、特に指定がある場合を除き全て受託者が負担する。

オ 著作権について

(ア) 本業務に係る著作権は、著作権法第27条及び第28条を含め、すべて県に帰属するものとし、著作権法第19条第1項又は第20条第1項を行使しないものとする。

(イ) 受託者は、本業務における制作物について、県がフレイル対策を推進する上で、次年度以降も継続して使用する場合があることをあらかじめ了承するものとする。

(ウ) 本業務で印刷物や動画等を制作する際、素材等について、他者の著作権そ

の他の権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。また、これらを使用する際には、権利者から事前に二次利用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。

カ 制作等の監修が必要な場合、監修者は、県と協議して決定すること。

キ 本業務の実施に係る経費については、すべて本業務委託料に含むものとする。

ク その他、疑義が生じた場合は、その都度県と協議すること。

4 業務終了後の業務

委託業務完了後、本業務の実績等が分かる実績報告書及び県が必要と認めえる書類を作成し、令和9年3月31日（水）までに提出すること。

5 その他

(1) 受託者は、委託契約書に基づき、常に県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。

(2) 本仕様書に記載のない事項については、受託者と県が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施するものとする。